

## 5 北宋官刻医書の民間への流通

○陳<sup>1)</sup> 捷・小曾<sup>2)</sup> 洋

北宋政府の医書出版は、医学文献史上の画期的事件である。その官刻医書の出版及び民間への配布ルートについて考察する。

北宋官刻医書の出版は主に国子監を中心に行われた。国子監刊経史は杭州で版刻される例がよくあるが、医書について明確な記録はない。しかし『外台秘要方』牒文中に引用される宋臣の「欲望……校定一本降付杭州開板模印」の言からすれば、医書の場合も実際に杭州で版刻された可能性があろう。

印刷された医書はまず皇帝の名義で各地に頒布される。例えば、九九二年五月、太宗は詔を下し、完成したばかりの『太平聖恵方』各道州府に二部ずつ賜わり、各州に医博士を置いて、掌<sup>つかさど</sup>らせた（『宋大詔令集』卷二二九）。

このような賜贈は朝廷の恩典として、地方政府だけではなく、有力の大臣にも及んだ。『聖恵方』を全国に頒布する前に宰相李昉らに賜わった（『玉海』卷六三）。王禹偁の『小畜集』にも、太宗から『太平聖恵方』前後二部を受領したことが見える。

一方、地方政府や個人の要求に応じて販売も行われていた。自分で用意した紙を国子監に持参して摺ってもらった記録は医書の場合には見えないが、経書の例からすれば、同じ販売方法は医書にもありえたであろう。『傷寒論』牒文に「下項医書冊数重大、紙墨価高、民間難以買置」とあり、『脈経』牒文にも『千金翼方』など医書は「本監雖見印売、皆是大字、医人往々無銭請買、兼外州軍尤不可得」という。即ち、国子監刊医書は実際に販売されたことが証明される一方、大部で高価なため、医者個人や偏遠地方では入手しにくかったと指摘できる。

この状況に対する対策の一つは廉価で携帯便利な小型本を作ることである。国子監から出版された小字本『傷寒論』、そして『千金翼方』『金匱要略』『脈経』『補注本草』『凶経本草』がそれである。小字『傷寒論』『聖恵方』

などの医書は、できるだけ「官紙工墨本価」に近い廉価で販売するように工夫した。『脈経』牒文によれば、これらの小字本は国子監で販売するほかに、「每節鎮各十部、餘州各五部、本処出買」にして各地方で売り出されていた。『脈経』など五点の小字本医書の販売も恐らく同じ原則に従ったものと思われる。もう一つの対策は、必要に応じて簡単便利な普及版を作ることである。『外台』牒文に「宜令逐路転運使指揮轄下州府軍監、如有疾疫瘟癘之处、於『聖恵方』内写録合用薬方、出勝曉示、而遍下諸県、許人抄割」との聖旨が引用されている(二〇五一年)。同年に勅命を奉じて『聖恵方』から重要な処方を選んだ『簡要済衆方』五巻が頒布されたこともこれと無関係ではなからう。これより五年先、福建閩県の何希彭が既に『聖恵方』から「便於民用者」を選んで『聖恵選方』を編纂したことは、このような選本の必要性を裏付ける。

『聖恵方』全国へ配布された五十余年後、同書は州郡に頒布されたにもかかわらず、「州郡承之、大率嚴管鑰、謹曝涼而已。吏民莫得与其利焉」と蔡襄『聖恵選方後序』に指摘される(『蔡忠恵文集』卷二六)。同じ状況は蘇軾『書

済衆方後』にも見える(『蘇軾文集』卷六六)。恐らく当時の実状をかなり正確に反映しているだろう。

蘇氏跋に「鏤板模印、以賜郡県、俾人得伝録」と述べている。印刷された医書は郡県に伝わっても、閲覧より、むしろ転写の種本とされるといふ表現は注意すべきであろう。仁宗聖旨に「出勝曉示、而遍下諸県、許人抄割」とあり、蘇氏跋にも、「乃書以方板、掲之通会」とある。町に医書の内容を刻した石や墨書した板を立てるとの意である。蔡襄『聖恵選方後序』にも「因取其本、謄載於版、列牙門之左右」と自分が何希彭の著作を治下に広めたことを述べている。宋代の政府関係の医書多くはむしろこのような形で民間へ伝わったと考えられる。

(1) 東京大学大学院人文社会研究科/北里研究所東医研医史学  
研究部/北京大学古文獻研究所

(2) 北里研究所東医研医史学研究部